

「飼養衛生管理者」 制度に関するQ&A

Q1：「飼養衛生管理者」は何のために選任するのですか。

- **飼養衛生管理**は、普段から家畜と接している、家畜の所有者や従事者**全ての方が適切に実施することではじめて効果があるもの**です。
- 一方で、平成30年9月以降のCSF発生事例においては、ウイルスの特性に合わせた消毒方法の周知など、**最新の家畜衛生に関する情報や知見を迅速に現場の皆様にお知らせできず、適切な衛生管理の実施を十分に促すことができなかったという反省**があります。
- また、一部の家畜の所有者の皆様にも、**飼養衛生管理基準**について正しくご理解いただけていない例もあったのではないかと考えています。
- このため、衛生管理区域ごとにきめ細やかに情報提供をし、家畜に接する**全ての皆様**が**適正な飼養衛生管理**を実施し、**家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止を徹底**すべく、**飼養衛生管理者制度**を新設しました。

Q2：飼養衛生管理者の具体的な業務イメージが湧きません。結局何をすればよいのですか。

- 飼養衛生管理者の業務は主に3つです。

① 衛生管理区域に出入りする者の管理（チェック・指導等）

- 衛生管理区域に出入りする者（従事者・運送業者等）が、衛生管理区域に入る際、きちんと靴を履き替えているか、消毒しているか等、**飼養衛生管理基準の遵守**をしているかチェックし、**遵守していない場合には指導**していただきます。

② 衛生管理区域の従業員への飼養衛生管理基準の周知・教育等

- 飼養衛生管理者の皆様には、原則として都道府県等が開催する飼養衛生管理に関する研修会にご参加いただき、その理解を深めていただきたいと考えております。
その上で、**研修会で得た情報等**を、**衛生管理区域内の従事者**に共有し、その**理解を醸成**していただきたいと考えています。

③ 国・都道府県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

- 今後、国・都道府県において、**飼養衛生管理者のメーリングリスト**を構築します。
このメーリングリストを活用し、**疾病の発生時に疫学的情報**やその**疾病の特性**に応じた**適正な消毒方法**等の家畜衛生に関する知見をお知らせするほか、**飼養衛生に関する研修会の開催情報**等を共有しますので、それらの情報に即して、**適時適切に対応**していただきたいと考えています。

Q3：「衛生管理区域」とは何ですか。

- **衛生管理区域**とは、病原体の侵入やまん延を防止するために衛生的な管理が必要となる区域として、**家畜の所有者の皆様が農場に設定している区域**をいいます。
- ※ 一般的には**畜舎**やその**周辺の飼料タンク、飼料倉庫及び生乳処理室**等を含む**区域が衛生管理区域**になります。なお、個別の農場によって異なるところもございますので、詳細は最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

「飼養衛生管理者」制度に関するQ&A

Q4：家畜の所有者（経営者）が自ら飼養衛生管理者となることはできないのですか。

- 家畜の所有者ご自身が、実際に家畜に接する従事者などが適正に飼養衛生管理を行っているかをチェックし、指導することができる衛生管理区域については、自ら飼養衛生管理者になることは可能です。

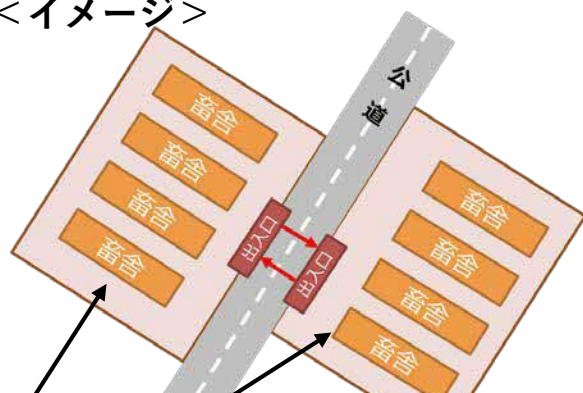
Q5：飼養衛生管理者に資格はいりませんか。

- 特段の資格要件はございません。
- 一方で、選任される飼養衛生管理者については、家畜の飼養に従事している者の中でも、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な方が望ましいと考えています。

Q6：全ての衛生管理区域に別々の飼養衛生管理者を選任しなければならないのですか。

- 原則として、衛生管理区域ごとに、別の飼養衛生管理者を選任いただきたいと考えております。
- 一方で、右のイメージのように、複数の衛生管理区域が一体的に管理されており、**適正な衛生管理の実施に支障がないと考えられる場合**には、同じ方を選任していただいても結構です。

<イメージ>



適正な衛生管理の実施に支障がないと考えられる場合とは、例えば、公道を挟んで畜舎が分かれているものの、事実上、同一の者が一体となって飼養管理をしているケースなど

Q7：畜産農家ではなく、ペットや研究用、動物園での公開用として牛、豚、馬、鶏等を飼養している場合でも、選任しなければならないのでしょうか。

- 飼養衛生管理者は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者（※）であれば、全ての方に選任義務があります。

※ 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者

- このため、1頭（羽）でも対象動物（※）を飼養している場合、例え畜産農家ではなく、ペットや研究用、動物園の公開用であっても選任義務があります。